

## 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例 対照表

## 1 改正の概要

## (1) 整備基準(※)

従来、国が定めていた整備基準について、条例で定めることとします。  
(条例第1条、第2条の2、別表第1関係)

項目	改正前(省令)	改正後(参酌基準:省令)	条例改正案
総則	地域社会の形成、良好な居住環境の確保、費用の縮減	改正前に同じ	参酌基準に同じ
敷地の基準	位置、安全性、排水	改正前に同じ	参酌基準に同じ
住宅の基準	日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保 住戸の規模(19㎡以上)、 省エネ、遮音、構造、設備、 高齢者への配慮	日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保 住戸の規模(25㎡以上)、 省エネ、遮音、構造、設備、 高齢者への配慮	参酌基準に同じ  ○住戸の規模 (25㎡以上)
附帯施設の基準	自転車置場、物置、ごみ置き場等の配置	改正前に同じ	参酌基準に同じ
共同施設の基準	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路の配置	改正前に同じ	参酌基準に同じ

※ 整備基準：県営住宅および共同施設の建設などを行う場合の技術的な基準

## (2) 入居収入基準(※1)

従来、国が定めていた入居収入基準、裁量階層対象者について、条例で定めることとします。(条例第4条関係)

項目	改正前(法・政令)	改正後(法・政令)	条例改正案
本来階層 ※2	入居収入基準 158,000円	158,000円以下	改正前に同じ (158,000円)
裁量階層 ※3	対象者 ・障害者世帯 ・高齢者世帯 ・戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者の世帯 ・子育て世帯	条例に委任	規則で定める ○改正前規定を準用し定める予定
	入居収入基準 214,000円以下 (条例：214,000円)	259,000円以下	改正前に同じ (214,000円)

※1 入居収入基準：県営住宅への入居資格が認められる者の所得の基準

※2 本来階層：県営住宅に入居できる一般の階層

※3 裁量階層：特に居住の安定を図る必要があるため、入居収入基準を緩和する階層

## 2 条例施行日 平成25年4月1日(予定)

## 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（第 1 次一括法）による公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の一部改正に伴い、従前、省令および政令で定められていた公営住宅等の整備基準および入居者の資格のうち収入に関する基準等について、省令および政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、所要の改正を行おうとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) この条例の趣旨について、県営住宅および共同施設の整備基準等を定めることを追加することとします。（第 1 条関係）
- (2) 県営住宅および共同施設の整備基準を定めることとします。（第 2 条の 2、別表第 1 関係）
- (3) 入居者の資格のうち収入に関する基準等を定めることとします。（第 4 条関係）
- (4) その他
  - ア この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨) 第1条 <u>県営住宅および共同施設の設置および管理については、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）</u>、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）および地方自治法（昭和22年法律第67号）ならびにこれらに基づく命令に定めるもののほか、<u>この条例の定めるところによる。</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）<u>第5条第1項および第2項ならびに第23条第1号の規定に基づき県営住宅および共同施設の整備基準等について定めるとともに、法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）および地方自治法（昭和22年法律第67号）ならびにこれらに基づく命令に定めるもののほか、県営住宅および共同施設の設置および管理について定めるものとする。</u></p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p> <p>(整備基準) 第2条の2 <u>法第5条第1項および第2項の条例で定める整備基準は、別表第1のとおりとする。</u></p>
<p>(設置場所) 第2条の2 <u>県営住宅および共同施設は、別表に掲げる場所に設置する。</u></p>	<p>(設置場所) 第2条の3 <u>県営住宅および共同施設は、別表第2に掲げる場所に設置する。</u></p>
<p>第3条 略</p> <p>(入居者資格) 第4条 県営住宅（特定県営住宅を除く。以下この条、次条、第7条第2項、第11条、第12条、第25条、第26条、第27条の2および第30条において同じ。）に入居することができる者は、県内に住所または勤務場所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 略 (2) その者の収入がア、<u>イまたはウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イまたはウに掲げる金額を超えないこと。</u> ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第</p>	<p>第3条 略</p> <p>(入居者資格) 第4条 県営住宅（特定県営住宅を除く。以下この条、次条、第7条第2項、第11条、第12条、第25条、第26条、第27条の2および第30条において同じ。）に入居することができる者は、県内に住所または勤務場所を有する者のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 略 (2) その者の収入がア<u>またはイ</u>に掲げる場合に応じ、それぞれア<u>またはイ</u>に掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の</p>

4項に規定する場合 令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 県営住宅が、法第8条第1項もしくは第3項もしくはは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものまたは法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ アおよびイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に規定する金額

(3)～(5) 略

(入居資格者の特例)

第5条 略

2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14条）第21条の規定により法第23条第3号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

第6条～第43条 略

安定を図る必要があるものとして規則で定める場合または県営住宅が法第8条第1項もしくは第3項もしくはは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るものもしくは法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において知事が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するために借り上げるものである場合 214,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3)～(5) 略

(入居資格者の特例)

第5条 略

2 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14条）第21条の規定により法第23条第2号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

第6条～第43条 略

別表第1（第2条の2関係）

1 総則

- (1) 県営住宅および共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう整備すること。
- (2) 県営住宅および共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者にとって便利で快適なものとなるよう整備すること。
- (3) 県営住宅および共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用および適切な耐久性の確保に努めることにより、建

設および維持管理に要する費用の縮減に努めること。

## 2 敷地

- (1) 県営住宅および共同施設の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれがある土地および公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定すること。
- (2) 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れまたは出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるとき、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等による安全上必要な措置を講ずること。
- (3) 敷地には、雨水および汚水を有効に排出し、または処理するために必要な施設を設けること。

## 3 住宅

- (1) 住棟その他の建築物は、敷地内およびその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、透光および開放性の確保、災害の防止、騒音等によ風、探る居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とすること。
- (2) 住宅には、防火、避難および防犯のための適切な措置を講ずること。
- (3) 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (4) 住宅の床および外壁の開口部には、これらの部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (5) 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)およびこれと一体的に整備される部分には、これらの部分の劣化の軽減を適切に図るための措置として規則で定める措置

を講ずること。

- (6) 住宅の給水、排水およびガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検および補修を行うことができるための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (7) 県営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とすること。ただし、共用部分に共同して利用するために適切な台所および浴室を設ける場合は、この限りでない。
- (8) 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備および浴室ならびにテレビジョン受信の設備および電話配線を設けること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所または浴室を設ける場合にあっては、各住戸に台所または浴室を設けることを要しない。
- (9) 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るため、規則で定める措置を講ずること。
- (10) 住戸内の各部には、移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者・障害者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置として規則で定める措置を講ずること。
- (11) 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者・障害者等の移動の利便性および安全性の確保を適切に図るための措置として規則で定める措置を講ずること。

#### 4 附帯施設

- (1) 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けること。
- (2) 附帯施設は、入居者の衛生、利便等および良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。

別表 (第2条の2関係)  
略

5 共同施設

- (1) 児童遊園を設ける場合にあつては、その位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟の配置等を考慮して、入居者の利便および児童等の安全を確保したものとすること。
- (2) 集会所を設ける場合にあつては、その位置および規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模および形状、住棟および児童遊園の配置等を考慮して、入居者の利便を確保したものとすること。
- (3) 広場および緑地を設ける場合にあつては、その位置および規模は、良好な居住環境の維持増進に資するものとすること。
- (4) 敷地内の通路は、敷地の規模および形状、住棟等の配置ならびに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模および構造とし、かつ、合理的に配置すること。
- (5) 通路における階段には、高齢者・障害者の通行の安全に配慮し、必要な手すりまたは傾斜路を設けること。

別表第2 (第2条の3関係)  
略